

地域公共交通再編実施計画の認定について ～岐阜市が全国で第1号～

平成27年8月27日

総合政策局公共交通政策部交通計画課

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく岐阜市地域公共交通再編実施計画について、本日、全国で第1号となる認定を行いましたのでお知らせいたします。

- 地域公共交通再編実施計画とは、路線網の再編、デマンド交通への転換等を組み合わせつつ、地域公共交通ネットワークの再構築を図るための事業（地域公共交通再編事業）を具体的に実施する計画です。
- 同計画の制度は、昨年11月に施行された地域公共交通活性化再生法の一部改正法により創設され、岐阜市地域公共交通再編実施計画が、初めての事例となります。
- 本計画は、岐阜市が、関係交通事業者の同意を得た上で作成しました。
- 本計画は、岐阜市地域公共交通網形成計画（平成27年3月27日作成）に定められた、
 - ・JR岐阜駅をハブバスターミナルとしたバス路線の再編
 - ・市民協働型のコミュニティバスの導入促進等を内容とする、地域公共交通再編事業を具体的に実施するための計画です。（概要は別紙参照）
- 認定に際し、中部運輸局（岐阜運輸支局長）より岐阜市に対して認定書を手交いたしました。

問い合わせ先

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 高乗

連絡先 03-5253-8111（代表）内線54703 03-5253-8986（直通）